

平成 29 年度第 1 回大阪府環境放射線評価会議 議事録

日時：平成 29 年 7 月 3 日（月） 13：30～15：05

場所：大阪府災害対策本部会議室（新別館北館 1 階）

1. 開会

○事務局（橋本総括主査）：皆さんお揃いになりましたので、只今より平成 29 年度第 1 回大阪府環境放射線評価会議を開催いたします。委員、オブザーバーの皆様、原子力事業者の皆様にはお忙しい中ご出席いただきまして誠にありがとうございます。私は、本日の司会を務めさせていただきます、大阪府危機管理室防災企画課の橋本と申します。よろしく願いいたします。座って説明させていただきます。

本日の会議の内容につきましては公開とさせていただきます、資料・議事内容等につきましては、後日、大阪府ホームページに掲載させていただきます。

本日の会議にご出席いただいております皆様のご紹介をさせていただきます。お手元に配布しております資料、「出席者名簿」、「配席図」をもってご紹介に代えさせていただきますと思います。

なお、本年 4 月 1 日に委員が 1 名交代いたしましたので、ご紹介させていただきます。昨年度 3 月 31 日をもちまして大阪府立大学の奥田先生がご退職されましたので、後任といたしまして同じく大阪府立大学 放射線研究センター長の谷口教授にご就任をいただいております。また本日は大阪府環境放射線評価会議設置要綱に基づきまして、熊取町様、泉佐野市様、東大阪市様にもご出席をいただいております。

それでは、開会に当たりまして本府防災企画課長の田中よりご挨拶申し上げます。

○事務局（田中課長）：皆様、こんにちは。大阪府危機管理室防災企画課の田中でございます。今日はお忙しい中、さらに非常に暑い中、ご参加いただきましてありがとうございます。

昨今は、原子力に関する様々な報道ということで、例えば高浜原発の再稼働の話、あるいは日本原子力研究開発機構におきます作業員の方の被ばく事故の問題、そういったことが新聞等の報道で掲載されておりますけども、一方、大阪府内におきましては、研究用原子炉ということで 4 月 12 日に近畿大学さん、6 月 21 日には京都大学さんの KUCA が新規制基準のもと運転再開ということになってございます。原子力の安全確保につきましては、みなさんと一緒になってそれに対応していくということでございます。

特に我々、大阪府におきましては今年度、いままでもそうなんですけれど、原子力施設の防災対策といたしまして、周辺のモニタリング、これを着実にやっていくということに加えて、有事の際の関係機関の例えば行動表といったものをしっかりと整備をしておくといったことも非常に大事なのかな、というふうに思っており、特に今年度はしっかりとやっていきたい、と思っております。

今日は、平成28年度の環境監視の結果につきまして、これを公表していくと、それにあたって委員の皆様にも専門的知見の方からご意見いただく、ご指導いただくということになってございます。忌憚のないご意見をいただきたいということと、皆様、今後しっかりと関係機関でもってやっていくという認識も新たにしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。甚だ簡単ではございますが、開会のご挨拶とさせていただきます。今日はどうぞよろしく願いいたします。

○事務局（橋本総括主査）：それでは進めさせていただきます。まず配布資料の確認をさせていただきます。

まず、お手元の中身で過不足あれば申し入れていただきたいのですが、まず「出席確認票」「会議次第」「出席者名簿」「配席図」、資料といたしまして、資料1「大阪府環境放射線監視結果報告書 平成28年度年報(案)」、資料2といたしまして、「府内各原子力事業所の平成28年度放射線管理等報告書」、資料3-1といたしまして、「各原子力事業所における近況等」、資料3-2といたしまして、「環境放射線モニタリング技術に関する検討状況について」、参考資料といたしまして、「前回会議の議事録」及び「本会議の設置要綱」をご用意してございます。不足の方、ございませんでしょうか。

ご先生方におかれましては、すみませんが後ほどで結構でございますので、出席確認票にご署名をいただきまして、机の上に置いていただければと思います。よろしく願いいたします。

それでは、まず議事に入る前に進行上の注意点を1点だけ説明させていただきます。卓上にマイクを置いております。ご発言いただく際にはマイクのスイッチを押していただきますようによろしく願いいたします。緑のランプがあるものについては、押すと緑のランプ、マイクのところが光るようになってございます。それではよろしく願いいたします。山澤委員長お願いいたします。

2. 議事

(1) 平成28年度環境放射線監視結果について

○山澤委員長：委員長の山澤でございます。よろしくお願ひいたします。それでは早速、次第に沿って議事を進めてまいりたいと思ひます。まず議題1、「平成28年度環境放射線監視結果」について、事務局からご説明をお願ひいたします。

○事務局（曾和主査）：防災企画課の曾和と申します。よろしくお願ひいたします。昨年度の大阪府の環境放射線の測定結果について概要をご説明させていただきます。

座って説明させていただきます。今から平成28年度に大阪府が監視しました放射線の測定結果につきまして、スライドを用ひてご説明させていただきます。資料はお手元の資料1の方を併せてご覧いただければと思ひます。

まず、本府の監視結果のうち、空間線量率ガンマ線の結果からご説明をいたします。

空間線量率の月間平均値の推移を地域別にお示ししております。ご覧の通り、月間平均値は3地域共に1年を通じてほぼ一定だった、という結果になっております。

続きまして、1時間値の月間最大値を地域別にお示ししております。月間最大値の方は、62～98 nGy/hの間でして、12月に過去の最大値を超える空間線量率が全15局の方で観測をされております。

次に1時間値が「平常の変動幅」の上限値を超過した件数を地域別にお示ししております。ここでいう「平常の変動幅」といいますのは、平均値±3σの範囲を指しております。ご覧のとおり、毎月上限値を超えております。なお、下限値を下回った1時間値はございませんでした。資料1の10ページ以降に詳細を掲載しておりますが、超過したときには降雨が観測されております、ということになっておりまして、空間線量率の増加は降雨による自然放射線レベルの変動が原因である、というふうにご考察をさせていただきます。

ここで12月に空間線量率が最大値を超過した件につきまして、少し詳しくご説明をさせていただきます。最大値は平成28年12月27日に観測をされております。ご覧いただいておりますのは熊取オフサイトセンター局の当日のグラフになりまして、自然放射線レベルの観測には低線量用検出器を使用しておりますので、ここでは青色の波形にご注目いただければと思ひます。またグラフ中の棒グラフ、青い棒グラフですね、こちらは雨量、横軸に沿って緑色に着色されておりますのは1mm未満の降雨を示しております。この日は未明から雨が降り始めまして、空間線量率が徐々に上昇している状況が見取れます。そして午前9時半ごろから急激に上昇をいたしまして、午前11時ごろにピークを迎えまして、その後、下降を始めたということになっております。このような傾向は他の局の方でも見られております。

続きまして、こちらは熊取オフサイトセンター局の当日のウラン系列の傾向を示すグラフになっております。赤色の波形がガンマ線量率の合計、青色がウラン系列、紫色がカリウム40の波形を示しております。こちらはガンマ線量率の上昇とともに天然核種でありますウラン系列の値も上昇しているということで、同様の時間帯に同じような動きを示しているということが言える、と考えております。以上のことから、この1時間値の12月27日の上昇に関しても、降雨による自然放射線レベルの変動によるもの、ということで考察を記載しております。

続きまして、積算線量と中性子線量率になります。積算線量につきましては、過去の値と同水準でありまして、特に問題ないと考えております。また、中性子線量率につきましては測定値がすべて検出限界値を下回っておりますので、こちらも、特に問題ないと考えております。

ここからは環境試料の測定結果を説明いたします。

まず、大気浮遊じんのうち、全 α ・全 β 放射能濃度について説明をいたします。これは、3地域におけます月間平均値の推移をお示したものです。ご覧のとおり、各地点とも濃度に若干の変動が認められましたので、考察につきましては、ご覧のとおり、若干の変動が認められますが、自然放射能レベルの変動の範囲内ということにさせていただいております。

続きまして、月間最大値の推移を地域別にお示しいたします。最大値は過去の最大値を超えたものはなかった、ということになっております。

続きまして、値が「平常の変動幅」を外れた件数を上の表にお示しいたします。各地域の超過件数の合計値は10～16件ということになっておりました。

また、下の表には α と β の相関関係と、 α と β の比をお示してしております。ご覧のとおり、両者には良好な相関関係が認められまして、かつ比に大きな変動はございませんでした。

以上から上限値を超過した要因につきましては、こちらでも自然放射能レベルが気象要因の変化により変動したものであるというふうに、考察をさせていただいております。

続きまして、大気浮遊じん中のガンマ線放出核種濃度で、これまで過去の測定値の中でセシウムが検出されておりましたので、過去からの推移も含めまして表に記載させていただいております。昨年度につきましては、検出下限値未満ということで、平成24年度の第3四半期以降は検出されていない、という結果になっております。

次に、排水・底質中の全 β 放射能濃度についてご説明いたします。ご覧のとおり、平常の変動幅を外れた測定値はございませんでした。よって、考察の方も自然放射能レベ

ルであるというふうにさせていただいております。

続きまして、環境試料中のガンマ線放出核種濃度になります。環境試料の方からはセシウム137のみ検出されましたので、それについて説明をさせていただきます。まず、土壌は、ご覧のとおり、平成28年度の測定結果は過去の測定結果と同じレベルということになっておりました。

次に排水でございます。ご覧のとおり、平成25年度の下半期以降、セシウム137は検出をされておられません。昨年度も検出下限値未満ということになります。

続きまして、底質でございます。ご覧のとおり、こちらも平成28年度の試料からはセシウム137は、検出はされておりませんでした。

以上のことから、考察につきましては、検出されたセシウム137の濃度は平常の変動幅の範囲内で、非常に低いことから、主に過去の核実験等の影響が残っているため、とさせていただいております。

最後に、陸水中のトリチウムと底質中のウランの結果になります。ご覧のとおり、こちらも平常の変動幅の範囲内ということで特に問題ないと考えられます。そのため、考察につきましても、自然放射能レベルであるというふうにさせていただいております。

以上、昨年度の結果になりまして、報告書の2ページの上の方に監視結果のまとめということでご覧のとおり記載させていただいております。昨年度の測定の結果、最後になりますが、府内原子力施設から放射性物質の漏洩はなく、検出された放射性物質も人体に影響を与えない程度のものでした、ということで記載させていただいております。

大阪府の監視結果の説明は以上でございます。

○山澤委員長：はい、ありがとうございました。それではただいまの説明に対して、コメントや質問等、ありましたらお願いいたします。

○村田委員：先ほどご説明いただきました12月の最大値が過去の最大値より高い、というのがあったと思うのですが、自然現象で全然問題ないと思うのですが、先ほどの横軸が時間になったものをお示しになっていた、と思うんですが、時間の相関が気になるかな、っていう気がします。これは以前から降雨に関係があるということで、雨が降っていると高い、今、雨の量と比例しているかどうかはよくわからない結果になっていたと思うのですが、今回のこの図で雨が降っている時間とぴよんと上がっているところがずれている、と見たんですけども、2、3時間ですか、その横軸がちよっとわからないんですけども、その辺はまあこの図を具体的に見せて何か説明される

ということは多分なく、雨との相関を気にしているんだと思うんですけども、そのあたり何かこれを調べたとか、何かお考えがあるんでしょうか。

○事務局（曾和主査）：大阪府のこれまでの監視結果、あるいは日常監視の中でチェックしている限りは、必ずしも降雨強度と線量率の上昇に関して必ずしも相関があるとは言えません。このようなピョンといきなり上がるという波形も過去の監視の中では確認はされておりますので、こちら降雨によるものかな、というふうに判断しております。あとですね、当日の天気図がこちらになっていまして、これは27日の午前9時の天気図になりまして、上がり始める直前の天気図になりますが、前線が丁度、通過した直後のかな、ということで、前線が通過した直後は上がりやすい状況に、大気が入れ替わって上がりやすい状況になるのかな、というところもございますので、今回に関しては降雨によるものということで、考察を記載させていただいております。

○村田委員：確かに、ウランの濃度でしたっけ、そこはちゃんとあの横軸の時間とガンマとは合っているかなという気がしていたのですけれど、それなんですね、多分。だからガンマ線の線量が上がっていると思うんです。時間のずれが天気図といえそうなんでしょうけれども、それは私たち側からすると、なんて言うんですか、物理的じゃないですけど、何か気象的なちゃんとした理由が多分、あるんだろうな、空気が入れ替わるみたいなことをおっしゃっていたんですけど、それが時間のずれを生み出すだろう、とは思っているんですけど。それは他の先生方に聞かないとわからないんですけども、そうなんですか。

○山澤委員長：よろしいでしょうか。コメントさせていただきたいと思うのですが、私どもは大気中のウランの濃度とか、降水中に含まれるラドンの壊変生成物の濃度なんかをずっと測ってきておりまして、今回のような事例というのは結構よく見かけるんです。簡単に言いますと、雨の中に取り込まれるラドン壊変生成物、鉛、ビスマスだとか、ガンマ線を出しますが、それは上空に存在しているラドンの濃度はどれだけですか、ということにかなり強く依存しているというのは第1点としてございます。今回の場合は、最初は雨が降り出したんですけども、その際は多分、上空のラドンの濃度はそれほど高くなかったんだろう。その後、前線が通過した後、前線の後面は内陸性の性質を持った空気が入っていますので、大陸で発生したラドンを比較的、上空まで持っているような空気がきている。そこで降水があるとその中に取り込まれる壊変生成物が増えて

線量率が上がるというような事例であろうというふうに思われます。結論として、鉛、ビスマスなどを青い線でプロットしているんだろと思うんですけども、曲がり方が比例している、線量率の間が比例しているということで、鉛、ビスマス、ウラン系列の核種であるということはそれで確定診断ですけども、プラス、今言ったような過去の気象状況と壊変生成物の関係からしてもそれほどおかしいことではない、というふうに言えるだろうと思います。これと同じような事例が2015年12月、全国的に日本海側に起こってまして、百数十 nGy/h から200 nGy/h ぐらいまで線量率が、中国地方の日本海側から青森まで起こっています。この場合も必ずしも雨の強さとか、降り始めが一番といったことはそれに関してなくて、それについてはわれわれ大気層の計算で解析を行なっていますけれども、大陸から移送されるラドンの上空での濃度があがった際に、線量率が上がってきているという解析データがございます。それと類似した事例に今回は思われる、ということで私は判断しています。よろしいでしょうか、この内容で。

○村田委員：はい。

○山澤委員長：他に何かございますでしょうか。・・・ございませんか。よろしいでしょうか。それでは事務局でご準備された報告書の内容で公表していただくということになるかと思しますので、ご承認、お願いいたします。

○事務局（曾和主査）：ありがとうございました。

（2）平成28年度放射線管理等報告書について

○山澤委員長：それでは続きまして議題2、「平成28年度放射線管理等報告書」について、各原子力事業者の皆様にご説明をお願いしたいと思います。まず、最初に、京都大学原子力実験所の高橋さん、よろしくお願ひします。

○高橋准教授：京都大学原子炉実験所の高橋と申します。京都大学の平成28年度放射線管理等報告書について説明させていただきます。まず、私どもの原子炉、KUR、KUCAともに、平成28年度は、運転はございませんでした。そのため、気体廃棄物につきましては、特に放出等はございませんでした。液体廃棄物につきましては、トリチウムが含まれていますけれども、こちらにつきましては、平成27年1月に発生いたしました重水熱中性子実験装置からの重水漏えいに起因するトリチウムを回収したものを放流させていただいております。私どもの実験所につきましては、排水はすべてバツ

チ式で行っておりますので、排水をする際にはその濃度を測定して、それが法令で定められている基準値の数分の1以下であることを確認して放流しておりますので、特にそれが周辺の環境に影響を与えるということはありません。なお、下半期につきまして、2枚ついております。こちらにつきましては、見ていただきますとわかりますように、実は再報告分というのがついております。一番最初に4月26日に報告したものとにつきまして、第4四半期のトリチウム濃度につきまして、それぞれ 9.0×10^1 Bq/cm³、また 9.5×10^1 Bq/cm³という値を報告しておりますが、こちらが誤植でございます。実際には再報告分というところにありますように、 9.0×10^0 Bq/cm³と最高値が 9.5×10^0 Bq/cm³ということになっております。こちらにつきましては今年度の報告書を作る際のミスということで、再報告させていただくとともに、所内では報告書類の作成の際の不適合ということがあったということで、今後同じことが生じないように現場でのチェックを徹底いたします。以上でございます。

○山澤委員長：はい、ありがとうございます。続きまして、近畿大学原子力研究所の稲垣さんをお願いします。

○稲垣技術課長補佐：近畿大学の稲垣です。よろしくお願いたします。お手元の資料にあります「平成28年度上期放射線管理等報告書」を説明いたします。

近畿大学の原子炉も、28年度は運転していないということにはなるんですけども、下期に定期検査と使用前検査を受けておりますので、その下期から運転時間を記載しています。上期に関しては運転なし、という形になっております。放射性物質の濃度、排気口、排水に関してですが、放射線監視装置が連続でずっと監視しておりますので、気体の排気の方はラドン・トロンの影響で最高値ということで値が出てきております。排水に関しましては、近大炉も京大炉さんと一緒に、バッチ方式で排出する際に濃度を測定して問題ないことを確認した上で排出をしております。

続いて下期の放射線管理等報告書の説明をいたします。こちらに関しましては、運転時間なんですけれども、3月に約15時間運転をしております。この際の排気口、もしくは排水口に関しましても、ガスに関しては検出限界以下となっております。排水に関しましては10月から12月に排水いたしまして、こちら問題ないかと思っております。

以上になります。

○山澤委員長：はい、ありがとうございました。それでは続きまして、原子燃料工業株式会社熊取事業所の松浦さんお願いいたします。

○松浦部長：それでは原子燃料工業の方から、放射線管理報告をさせていただきます。弊社ですが、昨年度上期の8月の末からほぼ3年半ぶりに原子燃料の製造を再開させていただいております。ただ、これはまた後ほどご説明させていただきますが、新規制に関する経過措置期間内の活動ということで操業させていただいております。8月末から3月までかけて操業をさせていただいております。弊社の方、排気口、排水口それぞれ2つの施設、燃料工場と廃棄物の処理施設にそれぞれ排気と排水の口がございますが、それぞれ上期についてNDと書いてございますが、これは法令の基準値よりも十分低い値の検出限界を設定してございますが、その検出限界よりも低い値だったということでございます。下期の方も同様に排気、排水ともにNDということで検出限界以下の値ということでなっております。以上、簡単でございますが、報告とさせていただきます。

○山澤委員長：はい、ありがとうございました。それではただいまのご報告に対して、ご質問等、ございますでしょうか。

○事務局（田中課長）：原子力規制委員会あてにこれを出されているのですね、事業者さんは。規制庁さん、わかったら教えてほしいのですが、事業者さんが出されたものを原子力規制委員会なり、規制庁側でこれを要約するとか何かそういうことされているんですか。それが1点と、あと事業者さんサイドでは一般の方向けに何かこれを出されているのか、ということだけちょっとお聞きしたいのです。

○高岡専門官：原子力規制庁の高岡ですけど、私は、少しモニタリングの方はやっていたのですが、規制関係は私ではちょっと把握できてなくて「わかっていません」というのが今の答えです。また調べて後日回答したいと思います。以上です。

<後日回答内容>

半期毎に取り揃った時点で「結果まとめ」を付記して、原子力規制委員会ホームページにて公表している。掲載場所は「ホーム／会議・面談等／規制法令及び通達に係る文書」で、平成28年度上期分はH28.11.16付けで掲載している。

掲載 URL https://www.nsr.go.jp/disclosure/law/H28housyasen_1.html

○高橋准教授：京都大学です。こちらにつきましては特にホームページ等の公開は行な

っておりません。

○稲垣技術課長補佐：近畿大学に関しましては、このフォーマットを公開することはないですけれども、ホームページには載せております。但し、年度分まとまってからのアップになりますので少し遅れた形になります。

○松浦部長：原子燃料工業でございますが、弊社、ホームページ等については、特に公開はしてございませんが、熊取町さん、泉佐野市さんとの協議会等でご説明をさせていただきます。以上でございます。

○事務局（田中課長）：ご質問をさせていただいた理由は、出していただいた資料って、府が作ったモニタリングの結果もそうなんですけど、非常に専門的な用語がたくさん並んでいるので、なかなか一般の方には難しいかな、と思っているんです。ただ、何らかの形でやっぱりお出しをする方が、非常に安心・安全につながる、特に安心につながるのかな、という思いがありまして、これをじょうずに一般の方にお知らせするような手立てはないのかな、というのが我々の課題でもございまして、できるだけ皆さんにわかりやすいような形で年報も整理をしたい、と思っているんですけども、非常に難しい分析等もございまして、我々もジレンマなんです。それで、規制庁さんの方で何かそういうことでいつもわかりやすいようなやり方、あるいは事業者さんの方で、一般の方でもわかりやすいような言い方をされているのであれば、ちょっと我々の方の参考にもさせていただきたいな、という主旨でお聞きさせていただきました。

先生方にもお聞きしたかったのは、こんなふうに他はやっていて見本になるんじゃないか、というようなところを、もしご存知でしたら、我々の今後の取組の中にも活かしていきたいので、後ほどでも結構ですのでお聞かせいただくと我々も助かります。非常に専門性の高い年報になってしまっていますんで、一般の方とつなぐような、そういう工夫ができないのかな、という答えを求めています。

○山澤委員長：はい。ただいまの質問、コメントに対して何か先生方どうでしょう。

○青野委員：1つの例なんですけども、茨城県の場合は、いわゆる各事業所の報告等があった場合には、それを広報に掲載するようにしています。茨城県はまったく大阪府と状況が違ってまして、茨城県の場合はたくさん事業所がありますので、規制庁に報告

するような様式のを茨城県の方にも提出するようになっていきます。

茨城県は同じ書類の提出を受けていますので、それをもって委員会が開かれて、まずその資料がまとまる。それを茨城県は県民に報告するような広報みたいなものが配られているようなシステムにはなっています。

<後日青野委員より報告があった内容>

茨城県では広報誌等を通して発表していると回答をしたが、確認したところ、茨城県広報誌「あす」は、現在、発行されていなかった。また茨城県は、「原子力施設周辺の安全確保及び環境保全に関する協定」(原子力安全協定)を、事業者と自治体が締結している関係で、事業者も四半期ごとに情報を自治体に報告する義務がある。これを環境放射線や環境放射能の監視結果として、公表している。

○山澤委員長：はい、ありがとうございます。他にございますでしょうか。青森県も多分、茨城県に似た形だろうと思います。やはり事業所が多いのと、それから県民の関心が高いということで、特別、県から県民に対してそういうものが出ているということだろうと思います。ただ、やっぱり難しい、大阪府の場合はそういった事情が違う状況だろうと思いますので、それぞれ難しいのかな、という気がいたしますけども。何かいいアイデアはありませんか。

○青野委員：実際、今、福島県が、各自治体さんがいわゆる環境の状況を自治体の広報紙みたいなところに掲載することについては、やはり各自治体で賛否両論があるみたいなんです。安全であることを示す、という方で掲載をする、という意見もあれば、それを出すことによってそれが逆に誤解を与えてしまうのではないかと、という意見の方もいらっしゃるんで、逐次、結果を出すことに必ずしも前向きではない、というふうなことをおっしゃるところもあります。ですので、全てオープンにすることは悪くはないのですが、それがどういった意味を持っているのか、ということの解説が難しいことをおっしゃっていましたが、その通りで、誤解を招かないように住民の方に理解していただけるように、どういう目的であるか、というところをはっきりして、このような取り組みを考えられた方がいいのではないかと思います。

○山澤委員長：はい、なかなか難しい問題かもしれませんが、やはり情報としては基本的な部分を正しく伝え、後は中身について詳しく知りたいのであれば、それなりにちゃ

んと説明ができるという状態になっている必要があるという気がします。非常に難しい問題を抱えているかな、という気がいたします。

それでは私からちょっと1点だけ、高橋先生にお聞きしたいんですけども、今回、ミスがあったということなのですけれども、こういった公式の書類を扱う際に所内でチェックするという体制というんですか、これは今回うまく働いていなかったということなんでしょうか。

○高橋准教授：はい、申し訳ございません。昨年度の第4四半期の時に 1.1×10^1 Bq/cm³だったところを、今回書き換えるときに、べき乗の1を0にするべきところをそのままにしてしまいました。小さい字だったということもありまして、チェック漏れしてしまった、という可能性があります。今後はそのようなことがないように実行するというのを進めたいと考えています。

○山澤委員長：排水中の濃度、トリチウムは60が基準値だったかと思いますが。

○高橋准教授：はい、超えてしまった数値になっている。本来でしたら、そこですぐに気づかなければなりませんでした。

○山澤委員長：第三者的な目でチェックすることが必要ですね。

○高橋准教授：はい。

○山澤委員長：はい。ありがとうございました。他にございますでしょうか。

○高岡専門官：規制庁・高岡です。近大さん、ちょっと教えていただきたいんですけども。上期と下期の報告書の中で、放射性物質濃度の3ヶ月の平均値及び最高値で排気口又は排気設備のデータを書きいただいています。上期はダストとガスをやっていて、下期はガスしかないんですけど、これって何か意味があるのかどうか、教えてください。

○稲垣技術課長補佐：はい。いままではご指摘の通り、ダストもガスも測定して報告をするという形をとっていたのですけれども、今回、新規制基準に変わりました、それぞ

れの施設の大きさによりましてグレーデッド・アプローチという形で審査を受けておりまして、その際に極低出力の原子炉であるということで、FP（核分裂生成物）が極めて少ないということで、許可を得ました。これを受けて排気中ダスト濃度測定が必ずしも必要ないということで、測定は以前通りやっけてはいるんですけども、報告の方からは外しても問題ないということで、外しております。

○山澤委員長：よろしいでしょうか。

○高岡専門官：はい、事情は了解しました。

○山澤委員長：それではよろしいでしょうか。よろしければ、次の議題3に移りたいと思います。

(3)「その他」について

○山澤委員長：議題3「その他」について。まず、「各原子力事業所における近況等」についてですが、各原子力施設の稼働状況、新規性基準への対応状況、普及・啓発事業の実施状況等について、各原子力事業者の皆様の説明をお願いしたいと思います。

まず、高橋先生からお願いします。

○高橋准教授：それでは京都大学原子炉実験所の状況について説明させていただきます。資料3-1の一番最初にございますように、先ほどご紹介ありましたように、京都大学臨界集合体実験装置KUCAにつきましては、6月20日に合格証が交付され、6月21日から利用運転を開始しております。こちらにつきましては、順調に利用運転をしているところであります。

続きまして、KURでございますが、こちら1枚めくっていただきまして、6月9日時点のKUCA及びKURの検査等の予定というものを記載しております。KUCAにつきましては、ただいまも申しましたように、6月20日にすべての検査を終了いたしまして、6月21日に運転を再開しております。

KURですけれども、こちらにつきましては、備考のところにございますように、この時点でまだ設工認（その5）補正申請というものと、設工認（処理場漏えい警報装置）というものの申請というものが残ってございました。こちらにつきましては、設工認（その5）につきましては現在、補正申請を終了いたしまして、現在、ヒアリングをしているところですが、まだ、承認にはいたっていない状況です。設工認（処理場漏えい警報

装置)につきましては、こちら23日申請予定となっておりますが、こちらにつきましてはまだ申請に至っていないという状況でございます。ですので、KURの予定の内容につきまして、現在のところ、今日は7月3日ですので、7月3日、4日の使用前検査と定期検査までは進んでおります。本日、実施しております。ただ、その後の使用前検査、そして出力上昇試験、そして本来でしたら7月31日から8月2日まで予定しておりました使用前検査、定期検査につきましては、このような申請の遅れ等もございまして、現在ではおそらく後ろの方になっていく、ただ、どの他程度遅れるかにつきましてはまだ未定の状況でございます。KURにつきましては、以上でございます。

なお、最後、一般公開につきましてはその次のページでございます。今年度は一般公開につきましては4月1日の土曜日、桜公開につきましては4月2日の日曜日に実施しました。ただし、今年度は桜が遅くなっておりまして、4月1日には桜はつぼみの状態、まだちょっと咲いていない状態でございます。気温も低く雨模様でしたということもございしますが、幸い317名の方にお越しいただいております。翌日の4月2日にも桜公開を実施し、207名の方にご来場いただきました。一般公開につきましては、こちらにございますように様々な展示、あるいは見学等をして多くの方にご参加いただいたところでございます。以上でございます。

○山澤委員長：はい、ありがとうございます。続きまして、近大原子力研究所の稲垣さん、お願いします。

○稲垣技術課長補佐：近畿大学は、最終の設計及び工事の方の認可申請の認可が2月7日におりまして、それを受けまして引き続き2月28日、今年の2月28日に保安規定の認可申請の認可がございました。それから、使用前検査、定期検査を1週間かけて、何回かに分けて受検しまして3月17日に使用前検査、定期検査に合格いたしております。実際、利用という形での運転は4月12日から始まっております。

今回、新規制基準への対応のために変更・新設した設備というのをあげております。まず、固体廃棄物保管室の整備をしました。続いて、安全保護系統ケーブルの分離工事、防火窓・防火戸の更新、燃料板保管容器収納庫の固縛治具の設置、竜巻対策ということで設置しております。続きまして異常事態時原子炉停止装置(ブレーカー)の設置、こちらもちろん従来のあるのですけれども規格にあったものに変更するということと更新をしております。最後に、独立中性子吸収体の作成ということで、これらのものの工事をいたしまして認可がおりたという形になります。少しこのスライドでミス

字がありまして、最後の独立中性子吸収体の作成の「成」なんですけれども、これはカドミウムのものを作っておりますので製造の「製」ということで訂正をさせていただきます。

続きまして、今年度の運転、もうすでに4月12日から運転が始まっておりまして、大きく分けて4つの利用となります。原子炉の体験実習ということで、全国の大学、京大、阪大、近大、首都大学東京、福井工大、いくつかの大学から受け入れをしております。今後、12月まで何回かに分けてするようになっております。また、後期になりますと、近大の電気電子工学科エネルギー環境コース3年生の学生を対象にした学生実験を3年ぶりにすることになっております。

続いて、共同利用、所内利用ということで、共同利用は、今年度は16件予定しております。年間約50日の利用を予定しております。

次に教員を対象とした研修会という形で、主に理科系の先生を対象といたしまして研修会を実施しております。7月と8月に5回、1回2日間コースを行う予定にしております。

最後が、施設定期検査、施設自主検査に基づいた運転を予定しております。今年度、立会検査は来年3月を予定しております。それに向けて検査のための運転を実施しています。

続いてその後として、施設公開の予定ですけれども、近畿大学自体はオープンキャンパスというのを、年4回、予定しております。今年度に関しましては4回行います。それに合わせて我々の原子炉見学の計画をいたしますので、1日3回、各回20名までということで対応を予定しております。

その他としまして、大学祭が11月に行われまして、そのうちの1日に学生さんが企画して原子炉を見学するというようになっておりますので、こちらも併せてご紹介させていただきます。昨年度は、施設公開行事はありませんでしたが、随時の見学があり、見学者は約800名、原子炉は動いていない状態であったのですけれども、800名の方が来ていただいています。以上となります。

○山澤委員長：ありがとうございました。それでは原子力燃料工業株式会社の松浦さん、お願いします。

○松浦部長：それでは続きまして、原子力燃料工業熊取事業所の近況をご報告させていただきます。

生産状況といたしましては、先ほど少しお話をさせていただきましたが、昨年8月末に、平成25年12月に生産を停止してから約3年半ぶりに生産を再開いたしました。その後、今年3月まで生産を継続いたしております。予定通りの体数を生産して、いったん生産を終了してございます。ちょうど7月から、生産の方を再開するという予定にしております。これについては先ほども申し上げました、新規制基準への経過措置期間中の生産ということで、生産を継続させていただいております。

次に報告させていただきますのは、地元の方にもご心配をかけた案件でございますが、保安規定違反についてご報告させていただきます。弊社、昨年12月に実施されました保安検査におきまして、保安規定違反2件、指摘事項1件を受けてございます。保安規定違反の内容につきましては、11月に施設定期自主検査というのを毎年やってございます。今回は、施設内の負圧が維持されなくなった場合の警報を発生する警報装置の作動試験をやっておりましたら、その時の手順が不適切でございまして、施設内の一部の部屋で短時間ですが正圧になった、ということを受けての保安規定違反でございます。具体的な保安規定違反としましては、負圧発報した時に通報に非常に時間がかかったということと、さらにこの対策として工事を行った際に、負圧は維持していたんですが、警報の想定してない発報をさせてしまったということで、その時の工事の計画の審査が不適切であったということで、この2点について保安規定違反を受けてございます。受けました保安規定違反については、すでに対策を実施しておりまして、昨年度の4回目の保安検査や、今年度の1回目の保安検査におきましても、対策の方が確実に実施されていることを、規制庁の方にもご確認いただいております。以上が保安規定違反についてのご報告でございます。

次、新規制基準への適合についてでございますが、加工施設として新規制で要求される耐震の強化とか、竜巻や火山といった自然現象の他に、外部火災や内部火災といったことについての、対策をご説明してございます。それにつきましては、審査の状況といたしましては、現在で審査会合11回、ヒアリング85回と、これに加えて現地調査も受けております。審査会合ではすべての審査項目について審査をいただいております。現在、事業変更許可の補正申請を準備してございます。その補正申請を提出いたしまして、最後のヒアリング審査をいただいて認可ということで、我々としては新規制基準の認可が大詰めに来ている、というふうに考えてございます。

最後のスライドでございますが、地元への啓発活動ということで、まず広報活動として、弊社、しばらく、4月に恒例で実施しておりました一般見学会を、生産を停止しているということもあり、従業員数も減っており、一時停止しておったんですが、3年ぶ

りに一般見学会を再開させていただきました。京大さんの一般公開の4月1日と合わせて一般見学会を実施してございます。135名の方にご来場いただきまして、燃料製造施設の見学と事業所に関する説明ということをしていただいております。その他の活動といたしましては、熊取町さんの主催の「環境フェスティバル」の展示や、地元の熊取北中学校の方の職業体験学習や、これは予定でございますが、大阪府立佐野工科高校の職場体験学習の受入れといったところをしてございます。こういった活動を通して、少しでも地元の方に事業内容を安心していただけるよう努めてまいりたいと思っております。以上でございます。

○山澤委員長：はい、ありがとうございました。それではご質問等ございませんか。

○事務局（田中課長）：原燃工さんにお聞きしたいんですけど、施設見学の方というのは広報ってどうされたんですか。

○松浦部長：弊社のホームページでお知らせさせていただくとともに、熊取町さんにも事前にお知らせさせていただいております。

○事務局（田中課長）：熊取町さんも何か広報にご協力されたんですか。

○熊取町：はい。広報でお知らせさせていただいております。

○事務局（田中課長）：施設見学って久方ぶりに3事業者さんともにやっていただいたなあ、という感じがあって、非常にありがたいな、と思っております。地元さんの受け止め方というのは非常に大事なので、そのあたりは追えてないんですけども、やっぱり好評だったのじゃないかなって思っているんですけど、どうなんでしょう。特に、3地元さん来られているので、受け止め方っていうあたりをもしご存知でしたら教えてほしいんですけど。

○山澤委員長：いかがでしょう。

○熊取町：まだ、動いたばかり、というところがございまして、好評かどうかと言われると、今はちょっとわかりません、という答えしかないのかな、と思っておりますけども、

運転再開につきましては町の方も期待されているところがあって、ようやく、というようになことも、ちらほらと聞こえてきています。

○泉佐野市：泉佐野市ですけれども、泉佐野市の場合は、設置されている自治体ではないんですけれども、一般公開とかは広報誌等、泉佐野市も併せて広報させてもらっておりますし、うちの方は原子炉問題対策協議会という協議会も持っております、その会議の終わりに施設見学という形で、施設の案内をしていただいて、そこで理解していただくというのがすごく大事かなと思います。委員の皆様からは好評いただいております。毎年していただいているので、好評といえば好評かな、と思います。

○山澤委員長：はい。ありがとうございます。

私から1点だけ質問させていただきたいのですが、よろしいでしょうか。

近大さんの所で教員を対象とした研修会が行なわれているということなのですが、何人くらい集まるのだろうか。

○稲垣技術課長補佐：教員対象の研修会ですか。

○山澤委員長：はい。その集め方ってどういったやり方でやられているのか、という点と。

○稲垣技術課長補佐：1回、最大15名までということで、募集をかけております。大阪府内だったと思うんですけども、中学校、小学校で、簡単なパンフレットを作成しまして、そちらを送っています。郵送で。

○山澤委員長：集まるのは理科の先生が多いという話ですね。

○稲垣技術課長補佐：そうですね。理科の教員の方を対象とはしているんですけども、ご興味ある方はどなたでも結構ですので、実際、研修会を開いてみますと、社会の先生であったり、国語の先生であったり、そういう方もいらっしゃいます。

○山澤委員長：大変重要なことなので、ぜひ進めていただきたいと思います。

○稲垣技術課長補佐：私、担当者ではないのですが、確か大阪府以外の近畿圏にも送っていると思います。

○山澤委員長：他に何かございますでしょうか。もしなければ、議題3の②です。「環境放射線モニタリング技術に関する検討状況について」ですけれども、昨年秋、原子力委員会に、モニタリング技術に関する検討チームが設置され、平常時及び緊急時モニタリングに関する諸課題について検討されています。そこで検討課題や議論の内容、今後の見通しについて、オブザーバーの原子力規制庁・高岡さんにご説明いただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○高岡専門官：原子力規制庁の高岡でございます。資料の方、お手元の資料3-2で説明をさせていただきます。こちらの方ですけれども、福島事故以降、原子力災害対策指針というのが原子力規制庁でとりまとめられました。順番にということで、最初は発電用原子炉というところを中心にまとめたところがございます。こちら大阪府内にあります試験研究炉、加工施設等につきましては、そのあたりの原子力災害対策をどうしていくかというところから議論を進めないといけない。その中の結果としてモニタリングはどうか、という話になってくる、ということで、昨年来、先ほどご紹介いただいた検討チームとは別に、原子力災害対策に関する検討チームというのが開かれております。昨年5月26日に開かれた第13回の資料で「試験研究用原子炉施設に係る原子力災害対策について」ということで議論をされてます。ご承知のとおり、こちらの方ではUPZをどうしていくか、ということ、内在するハザード評価を基準にして考えていって、大阪府に関係するところでは、京都大学のKURにつきましてはPAZではなくてUPZ500m、UPZとは重点的に準備をしておく区域ということで、500mの区域というところで定めてはどうか、といった議論をしてもらいました。KUCAと近大炉につきましては、分類Ⅲということで、出力が低いということもありまして、PAZ、UPZなしというような話を進めてきております。

その試験研究炉の災害対策はどうしていったらいいか、というところですが、お手元の資料ですけれども、下に6と書いてあるところがございますけれども、「試験研究用原子炉施設に係る緊急事態区分及び緊急時に講ずべき防護措置は、運転中の発電用原子炉施設について適用されるものと同様とする、というような形で考えておるところでございます。下の方に少し説明がありますけれども、原子力事業者が設定する緊急時活動レベルに基づいて緊急事態区分を判断して、事態の推移に応じて、各試験研究用原子

炉施設について設定される原子力災害対策重点区域において予防的な防護措置、すなわちUPZ内屋内退避等を講じていく、というような形で振り返ったところでございます。その次のページですけれども、引き続きましてその原子力災害事前対策等に関する検討チームで7月28日に加工施設についての議論がされたところでございます。大阪府さんの方では、原子燃料工業さんが熊取の方にあります。こちらの方の基準ですけれども、IAEAの基準に基づきまして、ハザードの分類はII Bというような形で決めたらどうか、というようなことが議論されたところでございます。次のページめくっていただきますと、II BというのはPAZがなく、UPZの500mというようなところで防護措置の準備をしておく、というような議論をされたところでございます。こういうふうにどういう区域に対してどういうふうな形の防護をやっていけばいいのか、というようなところですが、いずれにしてもこういうのはモニタリングの結果に基づいてどうしようというような話になってきますので、その後ろのページでは第14回と同じ検討チームの中で緊急時に講ずべき防護措置ということで議論をされておいて、核燃料施設につきましては、ページめくっていただきますと、想定する事故としては臨界事故とかUF6（六フッ化ウラン）の放出事故というようなのを想定して、屋内退避をとっていかう、というような議論をされたところでございます。

こういう防護措置をとるに当たりまして、モニタリングというのが非常に重要になってくるということで、その次のページですけれども、環境放射線モニタリング技術検討チームというものが設立されて、こちらにみえられている諸先生方も参加をされているところでございますけれども、昨年10月31日に第1回の会合が開かれたところでございます。その中での当面の課題というようなことで、4つほど挙がっているんですけども、裏のページに行ってくださいまして、(2)のところ、緊急時モニタリングということでございます。規制庁におきましては、原子力災害対策指針についての、これに基づきまして、原子力災害対策指針補足参考資料（緊急時モニタリングについて）というものを、策定をしているところでございます。この当時では発電用原子炉を想定した内容となっておりますが、核燃料施設等における議論も踏まえた体系が必要になってきています。今回、この技術検討チームでの核燃料施設等における緊急時モニタリングの実施内容を議論していただいた、というようなところでございます。議論としては10月、12月に議論をしていただいた、というところでございます。

議論の内容ですけれども、10月31日に実施いたしました第1回の環境放射線モニタリング技術検討チーム会合の資料で、緊急時モニタリングについてということで、議論をされています。めくっていただきまして4という数字があるやつで、2. 発電用原

子炉施設における緊急時モニタリングという題にはなっていますが、原子力災害対策指針において、緊急時モニタリングを実施する目的というのがここに3つ挙げられています。環境放射線の情報の収集、防護措置の判断材料の提供、それから被ばく評価の材料の提供、と大きく3つに目的があります。この3つに対してどういうモニタリングをしていこうか、ということで、まず定められたのが発電用の原子炉でございまして防護措置の判断材料の提供ということで、OILをどうしていこうか、というのを判断するための基準ですけれども、線量率を測るためにモニタリングポスト等を置いていきたいと思いますというのを決めているところ、それから被ばく評価の材料提供というところで、こちらの方では内部被ばくの数値も測れるようにベータ線付きの放射線検出器が必要ですね、というところを決めたところです。それから一般的状況の把握としましては、上記のモニタリングポストとかの他にも土壌とか水を取ってきましょうね、ということを決めてやっていってもら、ということでございます。こういう前提があつて、まずは核燃料施設とかどうやっていこうか、というようなところを、議論をしていただいています。

次のページ、5ページの方では分類Ⅱの施設ということで、まず加工施設のところでございますけれども、分類Ⅱの施設の加工施設では臨界事故とUF6の放出事故を対象の事故と考えましょう、という形にしています。分類Ⅱの施設につきましては、事前に設置した放射線を測定、放射能を測定できるような装置を、事前設置型を活用しましょう。何かあった時には緊急時モニタリングセンターを設立して、機動的な手段による測定を実施していきましょう、というふうな議論をされたところです。

ページをめくっていただきまして、具体的には何をしていくか、ということで、臨界事故に対しまして防護措置の判断基準ということで、当該地区の線量率がいくつなの、というのを見ていきましょう、ということで、敷地内とUPZ内にモニタリングポストを置いておきましょう、という形を考えています。それからOIL6ということで、飲食物等の摂取制限をするや否やというところの地域を判断するための線量率も同じようにモニタリングポストで見ていけば良いでしょう、というふうに議論がされています。それから被ばく評価の材料の提供ですけれども、こちらの方では外部被ばくにつきましては、このモニタリングポスト、それから敷地内の中性子線の測定というふうに考えています。それから、内部被ばくにつきましては、敷地内にはダストヨウ素サンプラを設置しましょう、という、UPZ内にはベータ線核種を検出できるモニターを設置していきましょう、というふうにしております。それからもう1つの目的、環境放射線の状況の把握のためには、土壌とか水とかをちゃんと採りましょうね、というふうに話がされ

たところでは。

それで、核燃施設のもう一方の事故でありますUF6放出事故につきましては、UF6を取り扱う施設とか設備等があればこういうことをやっていきましょうね、というような議論がされたところで、熊取の原子燃料工業さんの所ではUF6は取り扱ってないという形でございます。

次のページへ行っていただきますと、今度は試験研究炉の方です。こちらの方ですけども、こちらは実施する緊急時モニタリングの項目についても、運転中の発電用原子炉施設に適用されているものと同じ様な形でやっていけば、同じ方向で措置がもっていけるでしょう、というような形を考えているところでございます。すなわち、一番最初の方で述べさせていただきましたように、モニタリングポストを置いときましょうね、それから大気モニタなるものを置いといて、内部被ばくには備えましょうね、ということをやればいい、というところでございます。

それで、少し議論のポイントが不明確になったところがありましたので、12月16日に第2回の環境放射線のモニタリングチームの中で中性子線はいったいどこで測ればいいのか、というようなところを再度、議論をしていただいて、第1回の際は敷地内だけで良かった、というような形でいっていたんですけども、やっぱり人口や地形等、地域の状況等に応じて、あらかじめ施設周辺等でも連続測定が可能な機器を設置しておいてはどうか、というふうに議論がされたところでございます。

これらの技術検討チーム等々で検討された結果を受けて、今年の3月22日に原子力災害対策指針の方が改訂をされています。その中で検討されたとおり、試験研究用の原子炉のUPZについては、こういう次のページのように決められた、といったようなところも、少し線を引いてある形で、今回の説明では500mというふうに決められたところでございます。

原子力災害対策指針が改訂になると同時に、その補足参考資料も同日、3月22日に改訂をしております、実際のモニタリングはどういうふうにやっていくの、というようなのを、補足参考資料の方にまとめさせていただいて、要約させていただいたところでございます。こちらの方では、31ページの一番最後の紙になりますけども、試験研究用の原子炉施設を対象とした整理はどうするの、といったところを、原子力発電用原子炉施設同様にやっていきましょう、それからまた重点区域UPZを設定することを要しない試験研究炉につきましても、あらかじめ可搬型の資機材を準備するなど機動的な手段での対応が必要でしょう、という形になっています。原則、この発電用原子炉同様といったところは、前のページに戻っていただきますと、発電用原子炉を対象とした

整理ということで、線を引っ張っていただいていますように、空間線量率の測定と大気中の放射性物質の濃度を測るように大気モニタやヨウ素サンプラ等を準備しましょう、といったようなところで、モニタリングはやっていきましょう、というふうに決めたところでございます。

戻っていただきまして、最後の31ページですけれども、もう1つの施設でありますウラン加工施設を対象としたというところですが、先程来、述べさせていただいていますように、臨界事故とUF6放出事故を考慮しましょう。OILの判断材料のためには空間線量率を観測していきましょう、ということで、複数箇所のモニタリングポストを設置しておく。それから、被ばく評価の材料提供としましては、敷地内にはガンマ線、中性子線を測ります。それを2箇所程度、それからダストヨウ素サンプラを排気口等に1箇所置くのと、プラス、バックアップはしておいてください。事業者さんへの要求事項としてはこれくらいです。

それからUPZ内におきましても、ベータ線の放出核種を検出できるようなモニタとか、並びに中性子モニタを複数個、設置をしておきましょう、というふうに、補足参考資料の方でまとめて出させていただいたところでございます。このあたり、我々としてはおおむね、今から3年程度で整理をしていただければ、と思っているところでございます。本日、協議というか議論していただいていた平常時モニタリングのお話につきましては、現在、この技術検討チームの方でも検討されているんですけども、今年度はまずは発電用の原子炉を中心に議論をしていただく、ということで、先週、6月26日に第4回の会合を開いて議論をしていただいたところでございます。今後、それらがまとまった結果を受けて、また試験研究炉及び核燃料施設等に関する平常時モニタリングの議論はしていこう、というような段取りになっているところでございます。

ちょっと長くなりましたけれども、以上でございます。

○山澤委員長：はい、ありがとうございました。それでは質疑等、ありましたらお願いします。

○事務局（田中課長）：一番最後のページというのは、緊急時モニタリングのことが書いてあって、重点区域を設定することを要しない試験研究用等原子力設備については可搬型の資機材って書いていますよね。平常時のモニタリングのことは何か書かれていることはあるのでしょうか。

○高岡専門官：この資料については特には、平常時はどうだ、といったことはうたっていません。ただ、紙を後ろから3枚めくっていただいて、第2回の環境放射線モニタリング技術検討チームの会合資料の、資料1-2というやつで、1. でガンマ線・中性子線の測定というふうに書いているところがございます。こちらの方ですけれども、これは施設監視のために平時から運用している機器を用いることが望ましい、というような形で少し述べさせていただいて、平時から使っておられる機器で緊急時の方も対応いただければ、と思っています。特に何にもない、といったところがあれば、可能搬出型の資機材を準備してくださいね、というような形で読んでいただければ、と思います。

○事務局（田中課長）：質問の主旨は、今、大阪府のモニタリング体制というのは、近畿大学さん、京都大学さん、原燃工さんということで、京都大学さんの方はUPZの方が500m、原燃工さんが500mというふうになっていて、近畿大学さんの方はこれでいくと、なし、ってなっていますよね。平常のモニタリングは、今、50mということで近畿大学さんの方は重点区域を設定させていただいていますけれども、その枠組が今回、変わることによりまして、平常時のモニタリングとか、あるいは緊急時のモニタリングに変化があるのか、変更があるのか、といったあたりが多分、みんな気になるところだと思うので、何か書き物でそういうのが出てくる可能性があるのか、というのは我々も注意しておきたいな、というのがありましたので、質問させていただきました。

○高岡専門官：平常時の話につきましては、第4回のところでも議論させていただいて、発電用の所は話をさせていただいて進めていっているところです。その中でも今、自治体さんのやっておられているようなところに、ドラスティックに変化をもたらすというのは、それはよくないだろう、というふうに思っておりまして、そのあたりは事情も踏まえてそれを見据えて、平常時はこうあるべし、というふうに議論を進めようと、自治体さんの意見等を踏まえて議論していっているところでございます。それに伴いまして、平常時のモニタリングのご仕様ができあがると思います。それができあがって、その次の段階で、試験研究炉等の話を書いていこうと思います。その中でも同じような考え方で、現状、自治体さんがやられているモニタリング等につきましては尊重しつつ、話を進めていきたいと思っていますので、あまり大きく変えるというようなつもりもなく、これはやめておこうね、というのが、まあ、委員等を含めての今の意見でございます。

○山澤委員長：はい、他にはよろしいでしょうか。はい、それでは前へ進めます。

続きまして、事務局より大阪府環境放射線監視結果報告書の取り扱いについて、提案が
ございます。事務局よりお願いいたします。

○事務局（田中課長）：お手元に最初に議題がありましたけども、年報という形で28
年度年報ということでまとめておりますけれども、これまでやっている内容が年2回、
こういった結果というものをとりまとめしてございます。だいたい12月に4月から9
月分、上半期を12月あたりにまとめてお示しをする、この時期、夏ごろに通年を通し
て、1年間通して4月から3月分までという形で年報というものを公表してきていると
いう実情がございまして、上半期と下半期に分けているのではなしに、上半期と1年通
してという形でこれまで出してきたんですが、そのやり方について一度、ご相談させて
いただきたいということでございます。

例えばですけども、こういった公表、年報といった形でまとめるのはこの時期の1回
ということにさせていただきまして、月1回、月報形式で空間線量率のデータを月ごと
に出していく、という形にあらためさせていただけないかな、ということは今、考えて
ございます。

ただ、これはいきなり変えるということではなしに、今回、京都大学さん、あるいは
近畿大学さん、原燃工さんの方も製造再開ということでございましたので、今までのや
り方は1年間しっかりとやった上で、特に問題がなければ、という前提で、今後は年報
を1回、きちっとまとめる、というのと、後、月1回の月報形式で公表させていただく、
という方向に変えさせていただきたいな、というふうに思っております。加えて、今回、
新規制基準に合格されて、運転再開とか、あるいは製造の方は新規制基準、特には関係
ないんですけども、そういった状況を見極めたうえで、我々、安全性というのはしっか
りと確保されていると思っておるんですけども、一年間の猶予付きということで、そ
ういった新たな方向の方に変えていきたい、というご相談でございます。ご意見を賜り
ましたら、ということでご提案させていただきます。

○山澤委員長：はい、何かご意見ございましたら。

○村田委員：1年に1回とするのに反対ではないのですけれど、月ごとに出されるとい
うデータを例えば私たちが1年1回とか半年に1回とか見て、これで大丈夫ですね、と
いうことを確認して、公開していたんじゃないかな、と思うんですけど、その月に1回、
出されるものというのはどういう位置づけになるのでしょうか。

○事務局（曾和主査）：基本的には先生方にご相談はせずに、速報値というような形でホームページの方に公開させていただく、ということを予定しております。

現在、大阪府ではリアルタイムの空間線量率ということで、グラフ等々、ホームページで公開しておりますけれども、それのとりまとめ結果、例えば7月の空間線量率の月間平均値でありますとか、最大値、最小値の情報を別途月報にとりまとめて出していくというイメージです。

○村田委員：それでいいかとは思いますが、要するに1年間ずっと速報で出してきた、1年後にちゃんと委員会でオーソライズされたものを出すということだ、と思うのですが、それとこれまでリアルタイムで出されてきたのと同じだと思うのですが、

要するにちゃんとしたオーソライズしたものを出すのが、半年に1回で良いのか、1年に1回で良いのかという、そういう問題だと思うのです。

私たちはあまり集まらなくても良いので1年でもいいですよ、という感じかも知れないですけども、皆さん、一般の方々がオーソライズされた書類というものが半年に1回だけということだけで良いかどうか、ということを議論したら良いんじゃないかな、と思うんです。

○事務局（田中課長）：おそらく問題になってくるというのは、月1回のデータというのは今後、新たに出していきます。リアルタイムはありますけども、月1回出していくと。月報という形で。この時に当然、リアルタイムの数字がおかしいことになる、まあちょっと異常だと、いうことになれば、当然、ご相談をかけずにはられない、我々そう思います。

月報についても前月と違う、あるいは1年前と違う、ということであれば、我々は当然、反応せざるを得ませんので、その時点で申し訳ないですけども、ちょっと先生方のお知恵をいただかないといけない場面は、データを見るとあるかも知りません。これまでのやり方っていうのが、半年ということでやってまいりましたので、半年ということよりも異常が見つかったらすぐさま、申し訳ないですけども、半年を待たずして、もしかしたらお願いすることになろうか、と思いますけれども、そういった1ヶ月ごとでしっかりと我々も準備していく、当然、前月と同じ、あるいは1年前と同じということであれば、我々の判断の方で、月報の方は出していきたい、とそういうことでございます。

もしかしたら、今、年に2回とご相談させていただいているやつが、数字、あるいは月報の中での異常値が出ましたら、それはもう速やかに、申し訳ないですけども、先生方のご協力いただくことがあり得る、と、そういった位置づけで我々、やっていきたいと思えます。

○山澤委員長：はい、いかがでしょうか。

○青野委員：今、考えられている月報というのは、例えば月のどのあたりで発表することをお考えになっているのか。要するに問題がなければすぐに発表します、でも、何かあった時は考えなければいけないから、という、その期間がばらばらですと、逆に定期的に見ている人にとっては非常に不安な材料になります。ですから、例えば四半期ごと程度であれば、3ヶ月間変動の幅という形を見て、それが数ヶ月後にちゃんと速報値として出すのか、それともオーソライズされたものを出すのか、ということによって、結果が変わってくるのではないかな、というふうに思っています。

ですから、月報値を出すことについては、私は反対ではないんですけども、速報値とうたう場合に、測定を終えた月からどれくらいの期間をもって発表するという目標を持っているのか、というあたりも今の時点でお考えがあれば教えてください。

○事務局（田中課長）：すみません。実はそこまで、タイムラグというところまでは。今、5日間ぐらいをめどに月報自体はとりまとまっていますので、その間でしっかりと全体の把握ができるかということなんですが、それができるか検証ができてないので。お聞きしたいのですが、1ヶ月単位で評価していくのはやっぱり難しいんですか。

○青野委員：難しいということではないんですけども、今回、12月のご報告がありましたように、12月にこういったことがありました、といったことをまとめた中で、発表したときに、質問が来てもすぐに対応ができるような材料がそろっていれば良いと思います。過去の最大値、過去の平均値以下であれば、それは全然問題ないんですけども、それを超えた事例の場合にどう説明するのかということで、説明が後になる、変更されると、何かあったんですか、というふうに誤解を与えかねない、ということをお心配しています。

ですから、それをまとめるのにしっかりと、ある程度の時間を作って発表されるのが良いのではないかと、ということをお述べさせていただきました。

○山澤委員長：はい、わかりました。結構、重要なポイントかな、と思います。私に関しては1月ぐらい遅れるのかな、と、この話を最初に伺ったときに、そういうふうに考えていました。そうするとまあ、もし過去の範囲を超える数値が出たとしても、何らかの対応がとれる、というふうに、最初は思っておりましたけれど、数日とか1週間ぐらいで出すという少し早いなど、それからもう1つあるのはタイミング等、出す際の、過去の範囲を超えている異常値があった場合に、どう扱うのか、どこまで何を出すのか、というルールをあらかじめきちんと決めておかないと、混乱するおそれがあるのではないかな、過去の範囲を超えた場合にはこういう出し方をします、現段階で過去の範囲を超えていますけれども原因については調査中です、と出してしまおうとか、あるいは今みたいに事情全体を調べたうえで説明できるような形になった段階で公表する、といったところをある程度決めておかないと、現場では多少、混乱するのかな、という気がしております。

ただ、1ヶ月単位で出すということ、そういう考え方自体については結構なことかな、よく評価してこれでOKです、という、所内に残すような資料として、とりまとめて評価を行うのは年単位で行います、という考え方と思うのですが、それは従来、この委員会が年2回開かれていまして、それを年1回にしまして、半期、途中のやつについて、もし、異常があれば、持ち回りで議論したうえで、もしさらに必要ならばこの会議を開きましょう、というオプションをつけて、今、年1回になっているという形になっていますけれども、それで十分、現在の所、評価できていますので、そういう評価自体は年1回、あるいはもし本当に重大な中身があるのであれば、それについては途中で、オプションで開けるという条件をつけておいて、年1回開きましょう、ということ結構かな、と、それプラス、速報で流します、ということもあり得ると思うのですが、出すタイミングと、もしなんかちょっとよくわからないな、というデータが出た場合の取り扱い、その辺については十分考えられておかれた方がよいのかな、というような気がします。

何か、ありますでしょうか。よろしいでしょうか。すぐにこれを試行するといった訳ではなくて、来年度について考えましょう、ということですので、まだ時間はありますので、その辺をお考えいただいて、決めていただければというふうに思いますけれども、よろしいでしょうか。この場でご意見を今のうちに言っていただければ。

○谷口委員：モニタリングをする場合、機器の故障という問題があるんです。たくさん

モニタリングポストをつけると、その確率は上がる。少なくともそれだけは評価しないと。多数決みたいな回路を付けて、そういうのを用意するんですけど、そこまでいかないとしたら、最低限の評価はやっぱりせざるを得ないかな、という気がします。

○山澤委員長：はい、単純な機械的に統計を出すだけでは済まない、ということがあり、特に機器類を持ち込むという点ではあり得るということかと思います。

よろしいでしょうか。なければ、これについてはこのような結論を出すということではないということでもいいですよ。提案をいただいて、次回までに考えていただくということになるわけです。

はい、ではどうもありがとうございました。これでだいたい議題がおしまいです。司会の進行の方を事務局にお返ししたいと思います。どうもありがとうございました。

○事務局（橋本総括主査）：山澤委員長、ありがとうございました。本日、皆様、委員の先生方の皆様の貴重なご意見をいただきまして、ありがとうございました。本日、ご議論いただいた内容につきましては、すみやかに公表の方、させていただきたいと思えます。それでは、以上をもちまして、本日の会議を終了させていただきます。本日はどうもありがとうございました。

以上